

せいしんかい報

2012年4月1日 第92号

注目記事

- ◆1・2ページ◆
平成23年度 社会福祉法人誠心会
地域生活相談室せんとらる主催講演会
- ◆4ページ◆
新任職員あいさつ

救護施設やしおみ荘
〒972-0161 福島県いわき市遠野町上遠野字堀切27
☎(0246) 8 9 - 3 3 3 3 ㊟(0246) 8 9 - 3 3 3 4

ケアホーム・グループホーム

ケアホーム・グループホーム レジデンスなこそ

メゾン・ド・あたて、メゾン・ド・ほりきり、コーポおかおな

指定相談事業・地域生活相談室せんとらる
〒979-0145 福島県いわき市勿来町四沢清水17-1
☎(0246) 6 5 - 5 2 2 2 ㊟(0246) 6 5 - 4 1 6 0

障がい者支援施設ふじみの園
ショートステイほっと
〒972-0252 福島県いわき市遠野町上根本字白坂384-1
☎(0246) 8 9 - 3 4 0 0 ㊟(0246) 8 9 - 3 4 5 4

虹のかけはし
〒971-8101 福島県いわき市小名浜丹波沼61-1
☎(0246) 7 3 - 0 1 1 1 ㊟(0246) 7 3 - 0 1 1 2

ワークセンターしおさい
〒971-8161 福島県いわき市小名浜浜訪町1-10
☎(0246) 7 3 - 2 0 7 7 ㊟(0246) 7 3 - 2 0 7 8

手打ちうどん 天眞庵
〒974-8212 福島県いわき市東田町2-11-7
☎・㊟(0246) 7 7 - 2 0 3 3

ヘルパーステーションあくていぶ
〒979-0145 福島県いわき市勿来町四沢清水17-1
☎(0246) 6 5 - 5 7 0 0 ㊟(0246) 6 5 - 5 7 0 0

児童デイサービスチャーむ・日中一時支援事業ウイズ
〒971-8166 福島県いわき市小名浜愛宕上13-23
☎(0246) 7 3 - 2 0 3 3 ㊟(0246) 7 3 - 2 0 3 4

平成23年度 社会福祉法人誠心会 地域生活相談室せんとらる主催講演会

平成24年3月3日(土)スバリゾ
ートハワイアンズ「ラビータ」に
て、県内外の施設関係者、行政関
係者、保護者等、200名を超え
る参加者のもと、当法人地域生活
相談室せんとらるが主催で講演会
を開催しました。

当法人理事長 松崎有一また、
共催を代表して、いわき市長 渡
辺敬夫様よりご挨拶がありました。
ご来賓として衆議院議員 吉
野正芳様にはご祝辞を頂きました。
昨年度は震災により開催でき
なかつた講演会が、今年度、多く
の方々に支えられ、無事に開催さ
れましたことを、心より感謝申し
上げます。

＊以下に、講演会内容をご紹介します。
演題「障害者制度改革をめぐって
求められる障害者総合福祉
法」

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課長
土生 栄二 氏
障害保健福祉施設の動向
東日本大震災における対応につ
いて

＊被災された障害者等への支援
○障害者支援施設の入所等について
被災地の要請に基づき、入所施
設に148名の介護職員等を派
遣(宮手19、宮城74、福島55)
・福島県の515人ついて、他の
自治体の入所施設や公共施設で
受入れ
・障害福祉サービスの利用者負担
や入所者の食費・居住費の自己
負担を免除
○在宅の障害者について
・被災者全体への支援について

は、全国から派遣された保健師
等累計11、238人が避難所
や、仮設住宅や在宅にいる高齢
者や障害者を訪問
・障害者への支援については、自
治体職員や保健師、相談支援専
門員等が避難所や自宅を巡回し、
必要な方は障害福祉サード
スの利用につなげるよう取組を
実施(被災地障がい者支援セン
ターの設置)
○障害福祉サービス事業者について
・障害福祉サービス事業者が事業
を継続できるよう概算による請
求(対象は3月から7月のサー
ビス提供分に限り)を認めてい
る。

＊予算等による対応
○平成23年度第1次補正予算・震
災特別立法
・被災者への支援
↓障害福祉サービス利用者負担
減免等の特別措置、被災した
高齢者・障害者への生活支援
・被災地の復旧支援及び電力確保
対策
↓社会福祉施設等の災害復旧、
電力確保対策
○平成23年度第3次補正予算
・地域における暮らしの再生 障
害者自立支援対策臨時特例基金
の積み増し
↓障害福祉サービスの再構築、
被災者の心のケア
＊今後の課題

○障害者の住まいの確保
・バリアフリー対応の仮設住宅の
設置促進
・仮設住宅を障害者のグループホ
ームとしても活用
○障害福祉サービス(ハード面)の

再構築
・地域において障害者が安心して
暮らせるための障害福祉サービ
ス基盤体制を再構築
○障害福祉サービス(ソフト面)の
再構築
・行政、医療、福祉関係者、関係
団体、NPO等の支援ネットワ
ークの再構築
○PTSDやうつ病などの心のケア
・地域の拠点医療機関の機能、地
域の保健福祉活動(アウトリー
チを含む)の機能の回復・充実
を図るためのマンパワー(精神
保健福祉士、臨床心理士、作業療
法士、社会福祉士等)の確保

○「障害者自立支援法」は廃止し、
「制度の谷間」がなく、サービ
スの利用者負担を応能負担とす
る障害者総合福祉法(仮称)を
制定することとされている。
○この「障害者総合福祉法(仮称)」
の検討をするために、平成22年
4月に障がい者制度改革推進会
議の下に総合福祉部会を設置す
るなど、障害者の方々や事業者
など現場の方々をはじめ、様々
な関係者のご意見を十分に聞き
ながら、検討を進めている。
○この新たな制度ができるまでの
間、平成22年4月から低所得(市
町村民税非課税)の障害者及び
障害児につき、障害福祉サービ
ス及び補装具に係る利用者ふた
んを無料とする。

○また、平成22年12月に「障がい
者制度改革推進本部等における
検討を踏まえて障害保健福祉施
策を見直すまでの間において障
害者等の地域生活を支援するた
めの関係法律の整備に関する法
律」が成立したところ。
＊障害者制度改革の推進のための
基本的な方向について

○基本的な課題における改革の方
向性
(1)地域生活の実現とインクルーシ
ブな社会の構築
・障害者が自ら選択する地域への
移行支援や移行後の生活支援の
充実、及び平等な社会参加、参
画を柱に捉えた施策の展開
・虐待のない社会づくり
(2)障害のとりえ方と語義の明確化
・障害の定義や見直し、合理的配
慮が提供されない場合を含む障
害を理由とする差別や、手話そ
の他の非音声言語の明確化
○横断的課題における改革の基
本的方向と今後の進め方

(1)障害者基本法の改正と改革の推進
・障害や差別の定義を始め、基
本的施策に関する規定の見直し・
追加
・改革の集中期間中における改革の
推進等を担う審議会組織の設置
・改革の集中期間終了後に障害者
権利条約の実施状況の監視等を
担う、いわゆるモニタリング機
関の法的位置づけ等
(2)障害を理由とする差別の禁止
に関する法律の制定等
・障害者に対する差別を禁止し、
被害を受けた場合の救済等を
目的とした制度の構築
(3)「障害者総合福祉法」(仮称)の
制定

・制度の谷間のない支援の提供、
個々のニーズに基づいた地域
生活支援体制の整備等を内容
とする制度の構築
＊障害者総合福祉法の骨格に関す
る総合福祉部会の提言(概要)
○障害者総合福祉法の6つのポイント
1、障害のない市民との平等と公平
2、谷間や空白の解消
3、格差の是正
4、放置できない社会問題の解決
5、本人のニーズにあった支援サ
ービス

6、安定した予算の確保
i 障害者総合福祉法の骨格提言

- 1、法の理念・目的・範囲
 - ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
 - ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
 - ・地域で自立した生活を営む権利。
- 2、障害(者)の範囲
 - ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
 - ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。
- 3、選択と決定(支給決定)
 - ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
 - ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
 - ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- 4、合議機関の設置と不服申立て。
 - ・支援(サービス)体系
 - ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
 - ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。
- 5、地域移行
 - ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
 - ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
 - ・ピアサポーターの活用。
- 6、地域生活の基盤整備
 - ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
 - ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
 - ・地域生活支援協議会を設置。
 - ・利用者負担
 - ・食料費や光熱水費等は自己負担とする。
 - ・障害に伴う必要な支援は原則無償とする
- 7、

が、高額な収入のある者には応能負担を求める。

- 8、相談支援
 - ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
 - ・障害者の抱える問題全体に対する包括的支援を継続的にコーディネートする。
 - ・複合的な相談支援体制の整備。
- 9、権利擁護
 - ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から、相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
 - ・オンブズパーソン制度の創設。
 - ・虐待の防止と早期発見。
 - ・報酬と人材確保
- 10、利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割りとする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。
- ii 障害者総合福祉法への制定と実施への道程
- 1、障害者自立支援法の事業体系への移行問題
 - ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。
- 2、障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題
 - ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
 - ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。
- 3、障害者総合福祉法の円滑な実施
 - ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。
- 4、財政のあり方
- iii 関連する他の法律や分野との関係
- 1、医療
 - ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
 - ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。
- 2、障害児
 - ・障害児を含むすべての子どもの基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
 - ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3、労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用に質の確保、必要な支援を認定する仕組みを創設、雇用率や納付金制度の見直しを行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

*地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要について

1、題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)とする。

2、基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3、障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病を加える。

4、障害者に対する支援

- ①重度訪問介護の対象拡大
 - ②共同生活介護の共同生活援助への一元化
 - ③地域生活支援事業の追加
- ・地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発
 - ・コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業等

5、検討規定(法の施行後3年を目途として、以下について検討)

①常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援、その他障害福祉サービスの在り方

②障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方

③意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

これらについては、今後、閣議決定され、国会に提出される予定である。

III 障害者自立支援法等の改正について

*障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

①趣旨

・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法の改正であることを明記

②利用者負担の見直し

- ・利用者負担について、応能負担を原則にする
- ・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③障害者の範囲の見直し

・発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化

④相談支援の充実

- ・相談支援体制の強化：市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置づけ、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- ・支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤障害児支援の強化

・児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)

・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

・在園期間の延長措置の見直し(18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。)

⑥地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホーム、ケアホーム利用の際の助成を創設

・重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護：個別給付化)

(その他)

- (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除
- (2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化
- (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例
- (4)事業者の急務管理体制の整備
- (5)精神科救急医療管理体制の整備等
- (6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

IV 新体系サービスへの移行等について

＊障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

○3 障害一元化

・3 障害の制度格差を解消し、障害の種別を問わず利用可能

・重複障害者なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

○昼夜分離

・日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能

・「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ

○地域移行

・地域生活支援や就労支援といった地域で生活していくために必要なサービスを創設

○サービス名称

・「介護」「訓練」「就労支援」といった国民にわかりやすいサービス名称に変更

V 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方等について

これまで、当面のやむを得ず必要な措置として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員がたんの吸引・経管栄養のうち一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。しかしながら、こうした運用による対応については、そもそも法律において位置づけるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないか、在宅でもホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか等の課題が指摘されている。こうしたことから、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方等について、検討を行うことになった。

＊検討課題

①介護職員等によるたんの吸引等の実施のための必要な法制度の在り方

②たんの吸引等の適切な実施のために必要な研修の在り方

③試行的に行う場合の事業の在り方

今後、これらの検討課題を順次検討することにより、医療と介護の連携を強化し、より安全に医療的ケアを必要とする障害者のケアができるようにする。

VI 障害者虐待防止対策等について

＊障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

〈目的〉

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

〈定義〉

1、「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2、「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

3、障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

〈虐待防止施策〉

1、何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

3、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

〈その他〉

1、市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

2、政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

3、平成24年10月1日から施行する。

VII 障害者の就労支援について

＊工賃倍増5ヵ年計画の課題

・工賃倍増5ヵ年計画（H19～H23）では、都道府県レベルでの計画作成・関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取組みが推進されてきたが、個々の事業所のレベルでは、必ずしも全ての事業所で計画の作成がなされておらず、また、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となり得ていない。

・市町村レベル、地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立なども十分とは言えない。

＊新たな工賃向上計画による今後の取組み

・平成24年度からの新たな計画では、これまでの計画の評価、検証を踏まえ、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進める。

・新たな計画では、都道府県主体の取組みから、都道府県と事業所が共同して取り組むことを重視し、新体系への移行が完了する事により事業の目的が明確になる中で、個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則とする。

・特に今後は、作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、ひいては安定的・継続的な運営を資するような取組みが重要であることから、具体的には、経営力育成・強化や専門家による技術指導や経営指導による技術の向上、共同化の推進のための支援の強化・促進を図る。

＊障害者就業・生活支援センター事業の拡充

・就職を希望している障害のある人、あるいは在職中の障害のある人を対象に、ハローワークや地域障害者職業センター、福祉事務所や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携して様々な支援制度を活用しつつ、就職に当たっての支援や仕事を続けていくための支援を、日常生活面も含めて行う。

・就職を希望する障害者は年々増加している。今後は、相談支援事業の計画相談も含め、より一層増える見込みがある。

VIII 平成24年度予算案及び障害福祉サービス等の報酬改定について

＊平成24年度障害保健福祉関係予算案の概要

年度＋1、230億円である。全体の予算が減っている中で、障害保健福祉費は増加、拡大をしている。

＊平成24年度障害福祉サービス等の報酬改訂の基本的な考え方

〈福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映〉

・基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組みについて、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引き上げ経費として、新たに処遇改善加算（仮称）を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。

・交付金の申請率が低いことを踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算（福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分）を併せて創設。

・改定率の決定に当たったの考え方を踏まえ、前回改定以降の物価下落傾向を反映させ、原則として一律に（▲0.8％）基本報酬を見直し。

〈障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化〉

・地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等。

・障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定。

・前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

《講演会を終えて》

震災、原発の影響がまだまだある中、例年通り、たくさんのお客様にご参加頂けたこと、とても感謝しています。参加された方々からは多くのご質問があり、それぞれの立場から意見交換ができ、短い時間でしたが大変貴重な時間を過ごすことができました。いかに地域生活、在宅生活を支えていくのか。そのための法律改定であることを学びました。この講演を通して、また今後の支援の一助にしたいと思います。



新任職員あいさつ



副理事長兼事務局長 丹野 政一

去る3月27日に開催されました理事会・評議員会において、副理事長兼本部事務局長への就任を承認され、4月1日より皆様の一員として勤務させていただいております。

社会福祉法人「誠心会」は7つの事業体系を持ち、サービス利用者も常時230名以上を数える市内有数の

法人であり、特に障害者福祉部門においては、市内南部地区のサービス提供体として大きな期待を担っております。

今回、松崎理事長の補佐役として今までの行政経験を生かし、法人全体の運営がスムーズに展開できるような調整が、私に求められての就任だと心に止め、職員の皆様とともに、サービス利用者の生活向上を目指して行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



やしおみ荘 施設長 紺野健一郎

昨年の東日本大震災から1年以上経過し平成24年度は、復旧から復興の年度となりました。

大震災発生の際は、地域の皆様をはじめ、多くの皆様からの御支援、御協力をいただき御礼申し上げます。

私も34年間勤務していた前職を退職し、第2の人生として「やしおみ荘」に勤めることとなりました。

前職での生活保護関連行政の経験を生かし、施設運営に多少なりとも貢献できたらよいと思っております。

さて、大震災及び経済、雇用情勢の悪化等を背景に生活保護受給者の増、国の税、社会保障の一体改革による生活保護制度

を含む社会保障制度全般の見直しが図られようとしております。

このようなことから、救護施設をとりまく状況も変化することは避けて通れません。

救護施設は、生活保護法で規定された保護施設また、他の福祉施設との関連性からみると、施設間での最後の受け入れセーフティーネットとして重要な位置づけとなっております。

今後、施設では入所者の高齢化等もあり多種多様なニーズに対応するため、高い専門知識と支援技術をもとに熱意等をもって利用者本意を基本とし支援提供をしていきたいと認識しております。

今後、天災等の危機管理意識も充分にもちあわせた施設運営も必要とも思われ前任者同様、地域も含めた皆様方の御指導、御協力をお願い申し上げます。

施設名が変わりました

「ふじみの園」「ケアホーム・グループホーム レジデンスなこそ」

平成24年3月より、自立支援法による新体系移行に伴い施設の名称が「ふじみ更生園」から「ふじみの園（その）」となり、また施設の住所も「いわき市遠野町上根本字白坂384-1」と変更となりました。更に「知的障がい者通勤寮」は「ケアホーム・グループホーム レジデ

ンスなこそ」に変更となりましたのでお知らせいたします。今後も利用者の皆さんが快適で豊かな生活が送れるよう支援に励んでいきたいと思っておりますのでご協力の程宜しくお願いします。

合同研修

ふじみの園（旧ふじみ更生園）

2月9日（木）～10日（金）の二日間にわたり磐梯熱海温泉の湯にて開催された「平成23年度福島県知的障害施設合同研修会」に参加させていただきました。

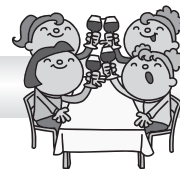
この研修は、サービスを利用している人たちの保護者と施設職員が共に参加できる全国的にも珍しい研修です。ふじみ更生園からは2名の保護者と共に参加し、各施設職員や保護者の方々と有意義な意見交換ができました。

「福島震災後の福祉の動きと障害者総合福祉法の充実に向けて」とのテーマで、地区ごとの震災時の対応・現状の報告や今後の課題について、障害者総合福祉法の動向と利用者の意思決定支援についてのシンポジウム・講演がありました。その中

でも「利用者の意思決定支援」についての講演が一番印象に残っています。どんなに重度の人でも必ず本人の意思は存在する。その方を見守りながら本人の意思決定を待つこと。本人の「価値観」や「考え」を広げて行く支援が大事であるとの内容でした。利用者の意思をどれだけ汲み取ることができていたか、また、どれだけ汲み取ろうとしていたのか自分自身に問いながら、利用者に支援にあたっていきたいと思えます。

生活支援部 課長 小野 るみ
副主任ケースワーカー 浄土 洋輔
ケースワーカー 下山田有希

新年会



虹のかけはし

1月13日(金)、午前中の作業を終えた後、天真庵にて新年会が開催されました。天真庵に到着すると、テーブルには色とりどりのお膳が並べられており、どんな時間になるのかワクワク・ドキドキ。



震災があったそれぞれが大変な思いをしたけれど、新年を無事に利用者と共に迎えられた幸せを心に刻み、

乾杯の音頭と共に新年会が始まりました。天真庵の美味しい料理に皆の顔から笑顔がこぼれていました。

そして、お楽しみのビンゴゲーム。数字を読み上げる毎に「あった」等と、ヒートアップする利用者の姿が見られました。ビンゴになった利用者から新年の抱負を述べて貰いました。「販売を頑張りたい」等と、前向きな言葉が沢山聞かれ、成長が見られました。

『これからの一年、また大変な事が沢山あるかもしれない。だけど、震災を乗り越えてここまで来た私達なら、大丈夫。歩みを止めずに、ここにいる人達全員の力で、素晴らしい年にしていこう』そう思えた素晴らしい新年会となりました。

レジデンスなこそ・GH・CH

昨年の東日本大震災の影響で行事を行うことが出来ずにいましたが、1月22日(日)、レジデンスなこそ・GH・CHあたご・ほりきり・おかおな合同で市内の結婚式場にて、保護者・世話人も参加し、盛大に新年会を開催しました。

男性はスーツ、女性はスカートやワンピース等、思い思いにお洒落をして参加しました。

豪華な料理をお腹いっぱい味わい、今年の抱負を発表したり、ビンゴ・カラオケ・パラパラ披露など楽しい時間を過ごしました。

ビンゴでは、お互いに番号を確認しあいながら「番号があったよ。リーチだよ。」と嬉しそうな声が聞かれ、プレゼントの中身を見せ合ったりしていました。

カラオケは、数人しか歌う事が出来なかったのですが、美声を披露したり、パラパラが得意な利用者が踊りを披露したり、見ている人達も一緒に手を叩き、マネをして踊ったりと楽しんでいました。

他のグループホームの仲間や保護者・世話人とも話が出来、一緒に楽しむ時間を持って、絆を改めて強く感じることが出来ました。



天真庵



1月27日(金)。新しい年が幕を開けてから早くも1ヶ月が過ぎようかという頃。天真庵でも、年明けの恒例行事「新年会」が開催されました。例年通りに昼食を兼ねてということもあり、会が近づくにつれ運ばれてくる料理の数々に皆、興味津々。午前中の作業を無事に終える

と新年会スタートです。その後はもう目の前のご馳走に箸が止まりません。いつも一緒に食べる昼食も装いが違うことで普段にも増して笑顔が多くこぼれていました。今年も利用者それぞれの口からはこれから1年の新たな抱負をしっかりと耳にすることが出来ました。職員も一丸となって目標に向かって共に頑張っていこう、と気持ちを新たにし、会は無事に幕を閉じました。

～良き一年の願を込めて～

やしおみ荘

2月29日(水)「パレス いわや」にて新年会を行いました。天候は雪であり、移動に時間がかかってしまい開始時間予定30分ほどの遅れが見られましたが、無事現地へ到着できました。



会場は、結婚式会場でもありフロア・通路なども広く明るい色合いで、広々としていました。

始めに、施設長から新年の挨拶を頂きました。会食では次々と和洋の豪

華な食事が運ばれてきました。みなさん、美味しくいただくことが出来ました。

会場が和んだ頃に、メインイベントであるフラダンスショーが始まりました。皆さんも良く知られている「上を向いて歩こう」の曲に合わせたフラダンスが披露され自然と見入っていました。懐かしいメロディーを聴いて、利用者、職員も口ずさみながら楽しんでいました。また、他にもフラダンス独特のメロディーで何曲か踊りを披露され、フラダンスショー後に利用者代表より花束贈呈をし、拍手喝采でした。

終始楽しい雰囲気の中、あっという間に時間が過ぎ、新年会は幕を下ろしました。

新年会が終わっても、フラダンスショー等の感動が大きく帰りの車中ではにぎわった声が聞こえていました。

初釜 ～和の心にふれて～ やしおみ荘

震災の影響等で、しばらくお休みしていたお茶サークルの活動を始める事となりました。1月12日(木)、初釜を迎えお茶サークルメンバーをはじめ、皆さん「楽しみだね」と喜んでいました。サークルメンバーの方々は、久しぶりににもかかわらず手際よくお茶やお菓子の準備を行い、結構なお点前

を振る舞うことが出来ました。利用者の皆さんは、いつもとは違った雰囲気に凛とし、臨まれていました。新しい年をすがすがしい気持ちで迎え、今年は良い年でありますようにと願うばかりです。



豆まき



ふじみの園

(旧ふじみ更生園)

2月3日(金)ふじみの園で豆まきが行われました。当日イワシの頭を玄関に飾り、それを見ていた利用者からは「豆まきだー」と元氣な声が聞かれました。

いよいよ豆まきの時間になり、今年の年男年女、利用者1名、職員1名が各居室を回り、鬼に扮した職員めがけ豆を撒いて歩きました。箱を準備して待っている方もおり、豆まき終了後は、豆を皆で食べました。今年も無病息災、皆が元気で過せますように。



カラオケ大会



虹のかけはし

2月10日(金)、午前中の作業を終えた後、楽しみにしていたカラオケ大会がメガクレヨンにて開催されました。事前に歌

の練習をする利用者や歌う曲を紙に書いてくる利用者もあり、どれだけこの日を楽しみにしているのか、感じる事が出来ました。そして何と、今回のカラオケ大会は、食べ放題も付いており、お楽しみがいっぱい。

各グループに分かれて、自慢の持ち歌を披露する利用者の姿が見られました。中には、食べ放題が目当てという利用者の姿も。作業の時の利用者とは違う一面も見られ、楽しい宴のひと時となりました。また、今年より新しい利用者も加わり、お互いの交流を深める素晴らしい時間となりました。

楽しい時間はあっという間に過ぎ、「私いっぱい歌えたかな?」と終了を惜しむ声も聞かれましたが、また来年のお楽しみ。次回の楽しい時間の為に、「また作業を頑張ろう」そう思える行事となりました。



ワークセンターしおさい

2月10日(金)、少し遅れた新年会ということで、カラオケ大会を開催しました。

午前の作業時は、わくわく、そわそわ…と、やや落ち着かない利用者のみなさんでしたが、気持ちを切り替え仕事の顔に戻るみなさんは、さすが社会人。しっかりと午前の仕事を終わらせていました。

午後から会場へ移動すると、人気アイドルグループの歌やアニメソング、演歌などといった様々なジャンルの歌で盛り上がりました。会の後半では、ダンスを披露したり、デュエットをして楽しむ方もおり、普段なかなか話す機会の少ない方同士も交流を図ることが出来ていました。

今年度は震災の影響もあり、仲間と行事に参加する機会がほとんどありませんでした。今回のカラオケ大会では久しぶりに仲間と出掛け、リフレッシュ出来る一日となりました。

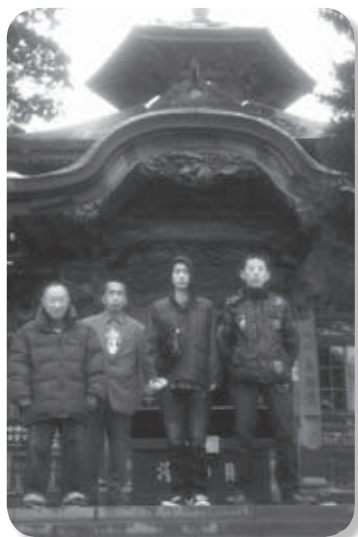


未帰省者外出

ふじみの園
(旧ふじみ更生園)

2月22日(水)、利用者6名、支援者3名の9名で「かんぽの宿いわき」へと外出しました。館内に入ると様々な種類のひな飾りがロビーに飾ってありました。ひな飾りを見つけると、おひな様を見たり、ひなまつりの歌を歌う

などしてそれぞれに楽しんでいる様子でした。部屋に案内されると、刺身やてんぷら、ウニの炊き込みご飯などたくさん料理が用意されており、新鮮な海の幸を味わう事が出来ました。家族風呂には内風呂、露天風呂があり、ゆっくりと湯に浸かり温泉を満喫していました。帰りの車内では疲れのせいか眠ってしまう方もいましたが、笑顔で帰園する事が出来ました。



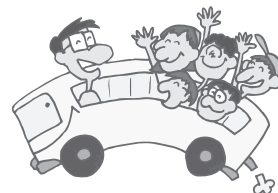
● ● ● 鳴子温泉に行きました

ほりきり利用者感想より

3月24日（土）～25日（日）と一泊旅行で宮城県鳴子温泉に行ってきました。一般参加者の人たちと一緒にツアーで緊張しました。1日目は、もなか工場を見学したり、定義山西方寺に行きました。こんな大きなお寺は見たことがなかったので驚きました。また、来られる様にお願ひしました。

夜は鳴子温泉にて参加者皆でカラオケをしたりビールを飲んで宴会をしました。大きなお風呂にも皆で入りました。雪が降っていたので露天風呂は寒かったです。

2日目は、仙台のアウトレットに行きました。アウトレットは、店内が広くて驚きました。その後は、こけし工場で大きなこけしを作るのを見学しました。また、今年も旅行に行きたいです。



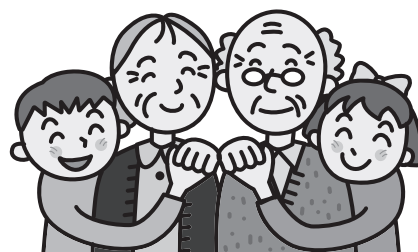
● ● ● ひな祭り

「あかりをつけましょぼんぼりに…」

3月3日ひなまつり。ちゃーむにみんなの歌声が響きました。壁には一人一人が頑張ったひな飾りが色とりどりに飾られました。紙コップに千代紙をちぎったものを貼ったり、土台にクレヨンで色付けしたりしました。細かい作業で苦戦する姿もみられましたが、最後まで仕上げ

ちゃーむ

ることができました。自分が飾ったものをみつけると「わたしのはこれだよ」と嬉しそうに教える姿がありました。これからも健やかな成長を祈ります。

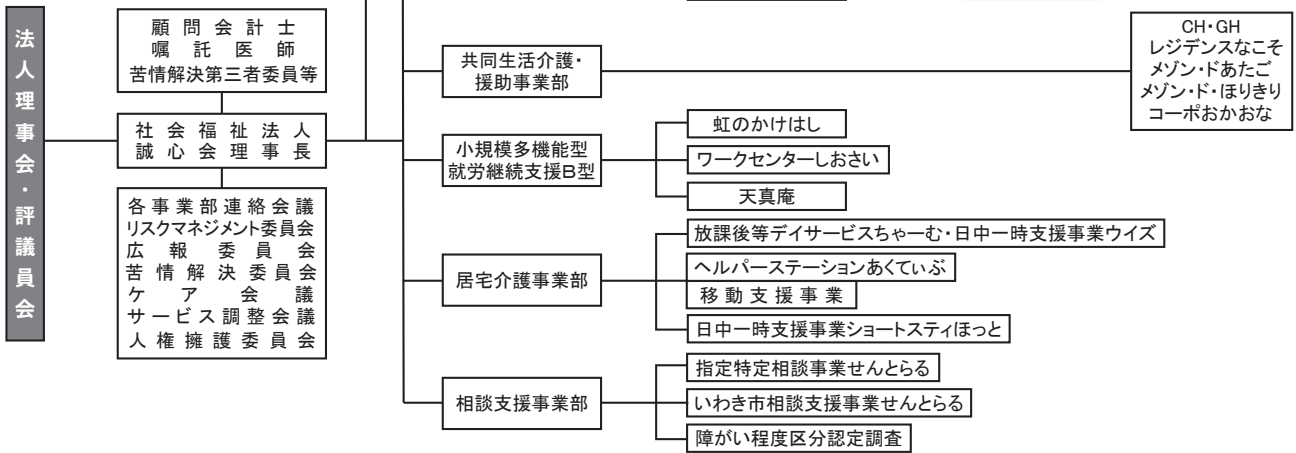


誠心会 苦情解決実績集計表

平成23年4月1日～24年2月29日

	やしおみ荘	ふじみ更生園	レジデンスなこそ	CHあたご	CHおかおな	SSほっと	あくていふ	ちゃーむ	せんとらる	虹のかけはし	しおさい	天真庵	計
食事	4	3					1	1					9
その他ケア	1	2						1					4
看護サービス	1												1
医療サービス		1											1
生活支援	2	3				2							7
その他のプログラム	6	1								3			10
相談・連絡	1	1							1	3			6
居住環境	15												16
職員の対応	10	1	1	3	6	1	3			3			28
利用者間の関係	43	6	4			1						1	55
制度に関するもの		1									1		2
その他	2								1	2			5
合 計	85	19	5	3	6	4	4	2	2	11	1	1	143
話し合いで解決	54	17	5	3	5	4	3		2	4	1		98
改善で解決	31	2					1	2		7		1	44
未解決					1								1

平成24年度 社会福祉法人 誠心会「組織表」



人事異動

氏 名	新	氏 名	新
紺 野 健一郎	入所事業部やしおみ荘施設長	斉 藤 登志恵	総務部付庶務課臨時事務員・出納員
佐 藤 香	入所事業部やしおみ荘生活支援部 臨時ケースワーカー	夏 井 愛	入所事業部ふじみの園生活支援部 副主任ケースワーカー
大 泉 暢	入所事業部ふじみの園生活支援部 臨時ケースワーカー	栗 城 宏 尚	入所事業部ふじみの園生活支援部 副主任看護師
荻 野 美 咲	入所事業部ふじみの園生活支援部 臨時ケースワーカー	蛭 田 順 子	入所事業部やしおみ荘給食課主任調理員
笠 原 勉	居宅介護事業部ヘルパーステーション あくていぶ臨時常勤ヘルパー		

寄付を頂いた方

佐藤理容所 様・松崎有一様

やしおみ荘へ 東京麹ロータリークラブ様より車いす 1 台

これからの予定

やしおみ荘

4月
◎お花見
5月
◎ウォーキング
6月
◎市民総ぐるみ運動
◎ビデオ鑑賞会
◎街頭花植え

ふじみの園

4月
◎お花見
5月
◎障がい者
総合体育大会

虹のかけはし

4月
◎お花見
5月
◎植田歩行者天国

◎磐城高校定期演奏会
販売
6月
◎ハートフルなこそ
フリーマーケット

ワークセンターしおさい

4月
◎お花見
5月
◎植田歩行者天国
◎磐城高校定期演奏会
販売

6月
◎ボウリング大会

ケアホーム・グループホーム

5月
◎障がい者
総合体育大会

デイサービスチャーム

4月
◎お花見

5月
◎子どもの日のつどい
6月
◎陶芸

天真庵

5月
◎植田歩行者天国
6月
◎カラオケ大会

編集後記

春と言えば「桜」。桜の淡い桃色に包ま
れると心がホンワカ暖かくなります。と
はいえ今年は桜の開花が例年に比べて遅

れるとか。

暖かい季節に心躍らせ、春を待ちわび
る気持ちが募るばかりです。

※本会報は、本人同意の基に写真を掲載しております。